

## 満額でない基礎年金等の受給権者・無年金者が生じる要因として考えられる理由

### ○ 年金の額の算定の基礎となる保険料納付済期間が満額受給の期間に満たないこと。

#### ・ 昭和61年3月以前に被用者の配偶者であった者で、国民年金に任意加入しなかった者

⇒ この場合、昭和61年3月以前の期間は、合算対象期間(いわゆる「カラ期間」)となるので、年金額の計算には反映されない。これは、昭和61年4月の基礎年金制度導入前は、被用者本人に配偶者加給を支給することで世帯としての年金保障を行うこととしていたためであり、現行制度においても配偶者加給に代わるものとして、生年月日に応じた振替加算が行われている。

#### ・ 被保険者期間に免除期間を有する者

⇒ この場合、免除期間は保険料を納付した月数に対して、4分の1免除された期間は6分の5、半額免除された期間は3分の2、4分の3免除された期間は2分の1、全額免除された期間は3分の1で年金額が計算されることになる。

#### ・ 未納・未加入の状態であった期間を有する者

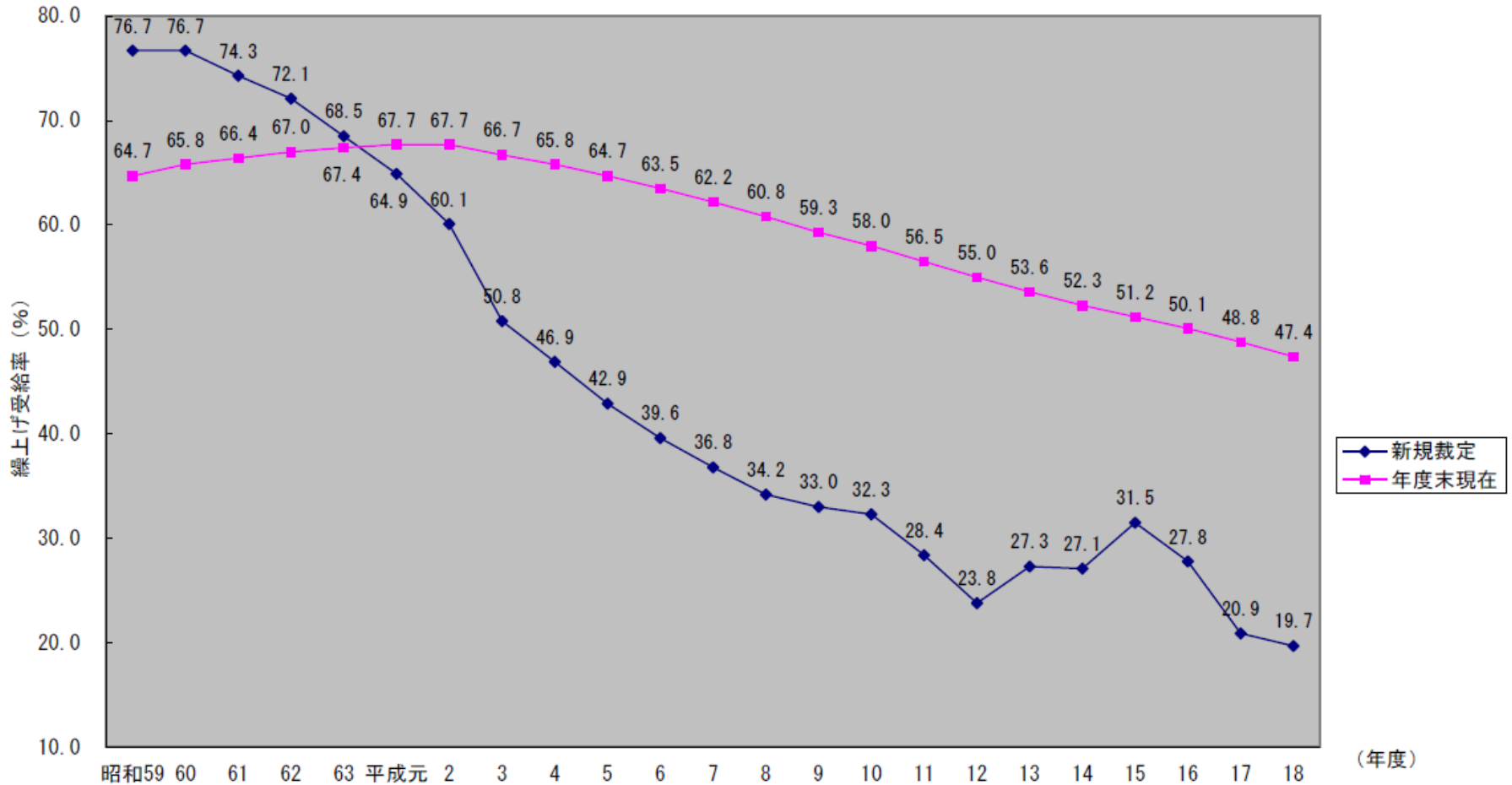
⇒ この場合、未納・未加入の状態であった者は満額の納付月数(原則40年)に満たなくなったり、受給資格期間(原則25年)に満たずに無年金状態になったりする。

### ○ 65歳前から老齢基礎年金等の繰上げ受給を行っているために、減額された老齢基礎年金等を受給していること。

・ 60歳から受給した場合の繰上げ減額率は、昭和16年4月1日以前生まれの者は42%、同月2日以後生まれの者は30%となっている。

・ 老齢基礎年金等の国民年金の繰上げ受給の選択率は、平成18年度においては、全体で約50%、新規裁定で約20%。なお、かつては新規裁定で8割近く繰上げ受給が選択されていたこともあった。

# 国民年金 繰上げ受給率の推移

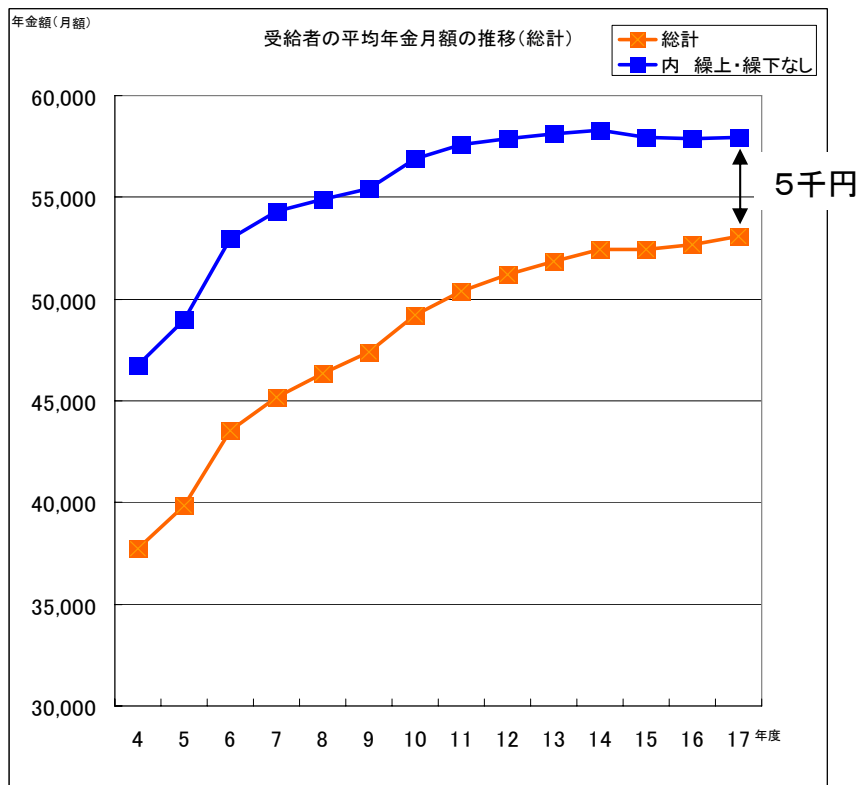


【資料出所】  
 社会保険事業の概況  
 (社会保険庁)

# 繰上げ受給等を行っている場合とそうでない場合との平均年金額の比較

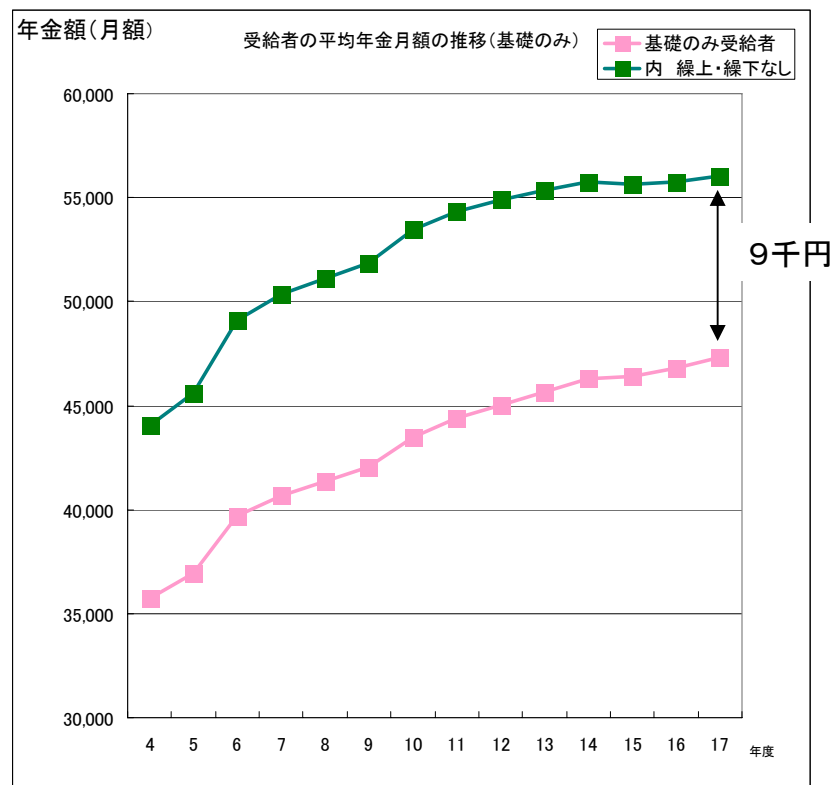
- 老齢基礎年金等の受給者の平均年金額は約5万3千円、繰上げ受給等を行っていない者のみでは約5万8千円となっており、約5千円の差が生じている。(①)
- 基礎年金のみの受給者をみると、平均年金額は約4万7千円、繰上げ受給等を行っていない者のみでは約5万6千円となっており、約9千円の差が生じている。(②)

《①老齢基礎年金等\*1の受給者》



\* 1 老齢基礎年金+旧国民年金老齢年金(5年年金を除く。)

《②基礎年金のみ\*2の受給者》



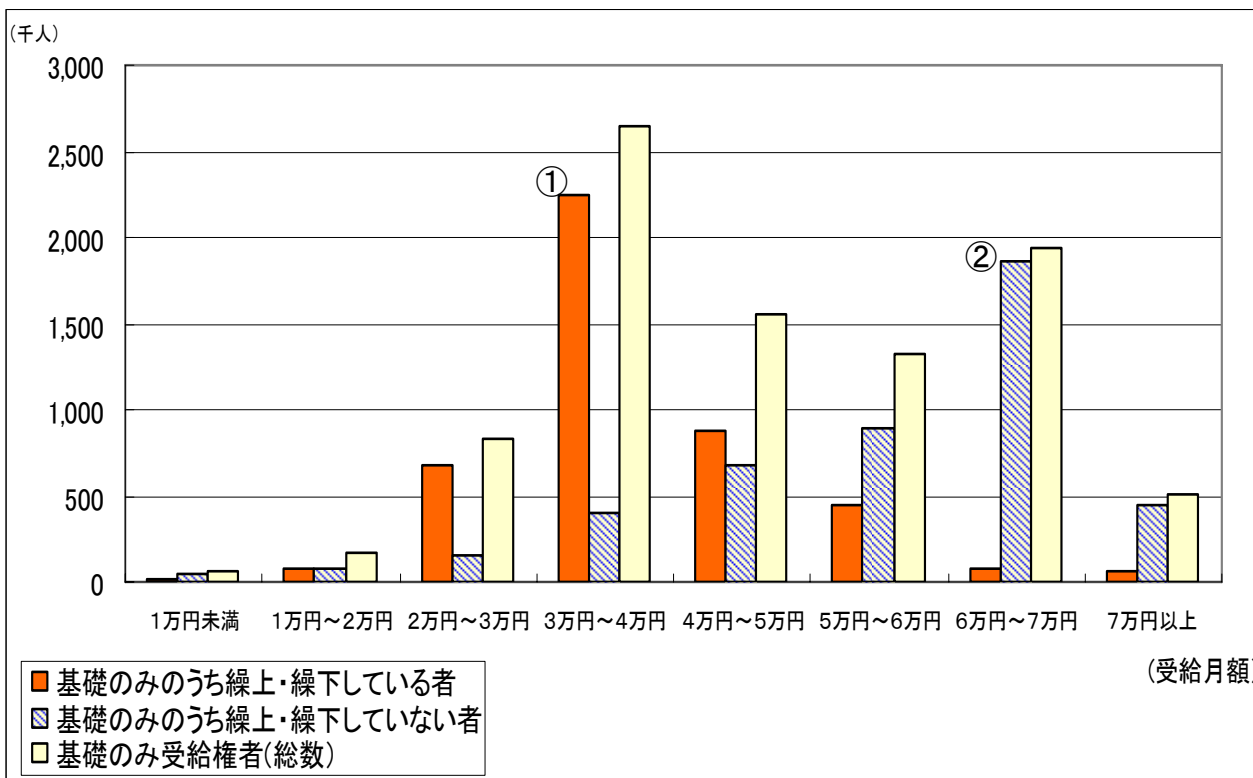
\* 2 厚生年金保険の受給権を有しない者の基礎年金及び旧国民年金老齢年金(5年年金を除く。)

【資料出所】

社会保険庁事業年報

# 繰上げ受給等を行っている場合とそうでない場合との年金額の分布

- 基礎年金のみの受給権者の年金額分布をみると、繰上げ受給等を行っている者が最も多いのは3～4万円(①)であり、繰上げ受給等を行っていない者では6～7万円(②)となっている。
- 繰上げ受給者の請求時の年齢は、60歳が最も割合が高く、繰上げ受給者全体の約6割。



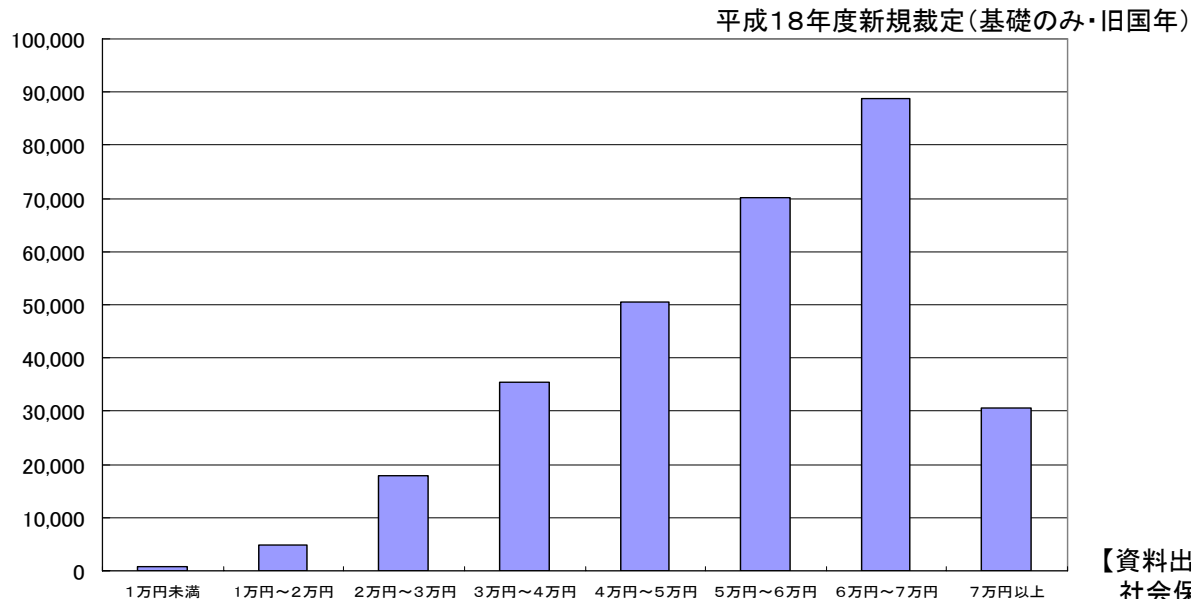
【資料出所】  
 社会保険庁事業年報(平成17年度)  
 に基づき作成

## 《繰上げ受給者の請求時年齢の構成(平成17年度末現在)》

総数	60歳		61歳		62歳		63歳		64歳	
4,409,316	2,515,096	57.0%	687,560	15.6%	422,495	9.6%	579,086	13.1%	205,079	4.7%

○ 基礎のみ・旧国年の新規裁定者で見た場合には、6～7万円が最も多く、次いで5～6万円が多くなっている。

	総 数				基 礎 の み ・ 旧 国 年 ( 再 掲 )			
	合 計 (割合)		男 子	女 子	合 計 (割合)		男 子	女 子
合 計	355,714	100.0%	92,326	263,388	298,993	100.0%	75,942	223,051
万円以上 万円未満								
～ 12	2,324	0.7%	211	2,113	792	0.3%	102	690
12 ～ 24	7,193	2.0%	1,918	5,275	4,746	1.6%	857	3,889
24 ～ 36	24,226	6.8%	6,477	17,749	17,868	6.0%	3,015	14,853
36 ～ 48	44,058	12.4%	6,032	38,026	35,577	11.9%	4,234	31,343
48 ～ 60	59,419	16.7%	13,584	45,835	50,572	16.9%	11,556	39,016
60 ～ 72	81,251	22.8%	17,711	63,540	70,161	23.5%	15,870	54,291
72 ～ 84	102,419	28.8%	38,240	64,179	88,723	29.7%	32,938	55,785
84 ～	34,824	9.8%	8,153	26,671	30,554	10.2%	23,184	
平 均 (円)	635,367		665,565	624,781	645,921		688,175	631,534

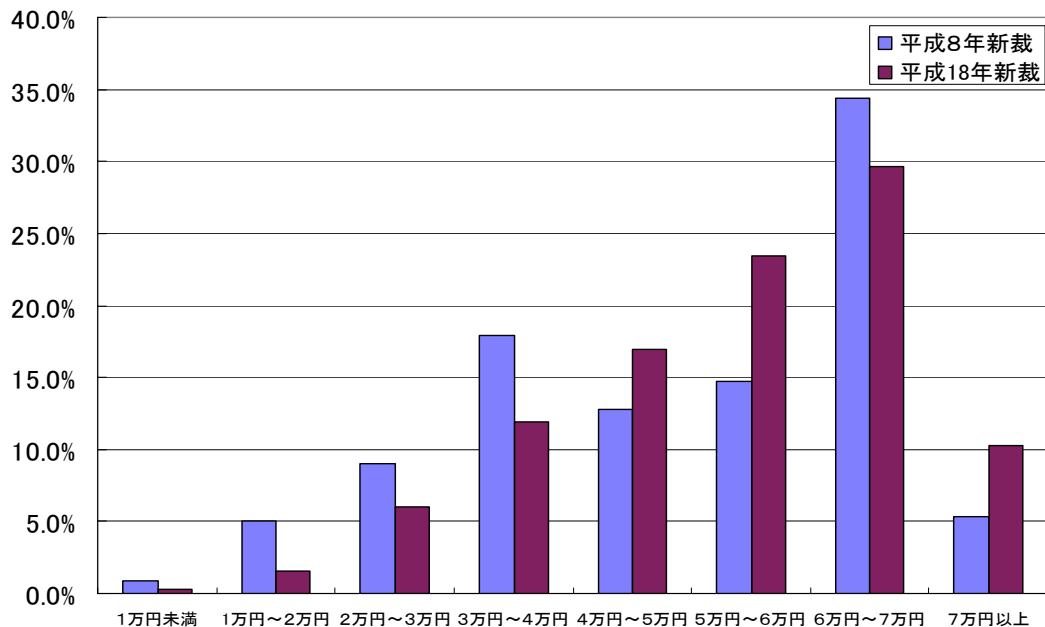


【資料出所】  
社会保険事業の概況(平成18年度)

○ 平成8年度(基礎のみ・旧国年)と平成18年度(基礎のみ・旧国年)を比較すると、平成18年度では、3～4万円の割合が減少し、5～6万円の割合が増加している。

	平成8年新裁	平成18年新裁
1万円未満	0.8%	0.3%
1万円～2万円	5.0%	1.6%
2万円～3万円	9.0%	6.0%
3万円～4万円	17.9%	11.9%
4万円～5万円	12.8%	16.9%
5万円～6万円	14.7%	23.5%
6万円～7万円	34.4%	29.7%
7万円以上	5.3%	10.2%
計	100.0%	100.0%

平成8年(新規裁定)と平成18年(新規裁定)の年金額階級の割合の比較



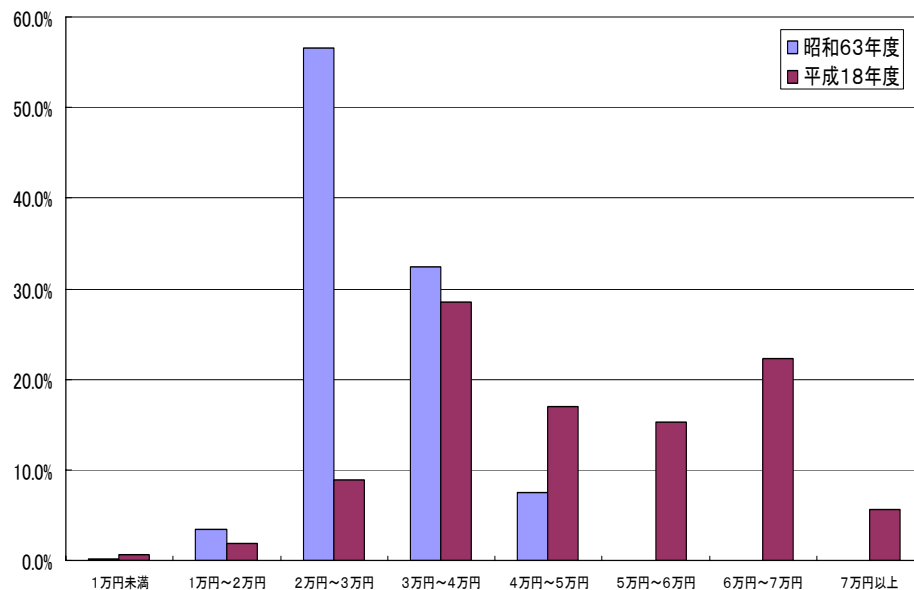
【資料出所】

社会保険庁事業年報(平成8年度)  
社会保険事業の概況(平成18年度)

○ 時点が異なるため、一概には比較できないが、昭和63年度末現在(基礎のみ・旧国年)と平成18年度末現在(基礎のみ・旧国年)をみた場合、平成18年度において、低年金の割合が低い。

	昭和63年度	平成18年度
1万円未満	0.1%	0.6%
1万円～2万円	3.4%	1.8%
2万円～3万円	56.6%	9.0%
3万円～4万円	32.4%	28.5%
4万円～5万円	7.5%	16.9%
5万円～6万円	—	15.3%
6万円～7万円	—	22.3%
7万円以上	—	5.6%
計	100.0%	100.0%

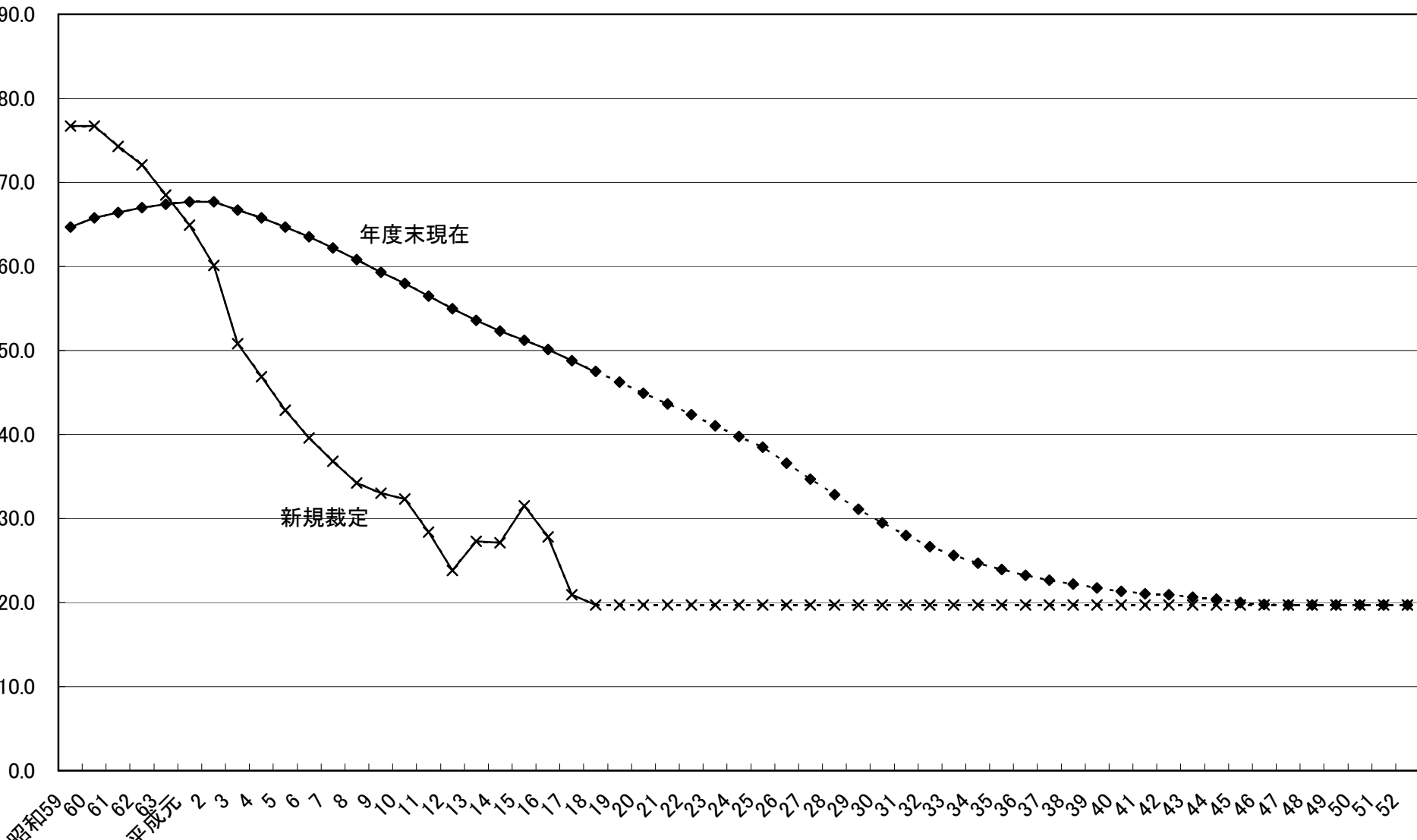
63年度末現在(旧法拋出+基礎)と平成18年度末現在(基礎のみ・旧国年)の比較



【資料出所】

社会保険庁事業年報(昭和63年度)  
社会保険事業の概況(平成18年度)

# 国民年金 老齢年金繰上げ受給率の推移及び見通し

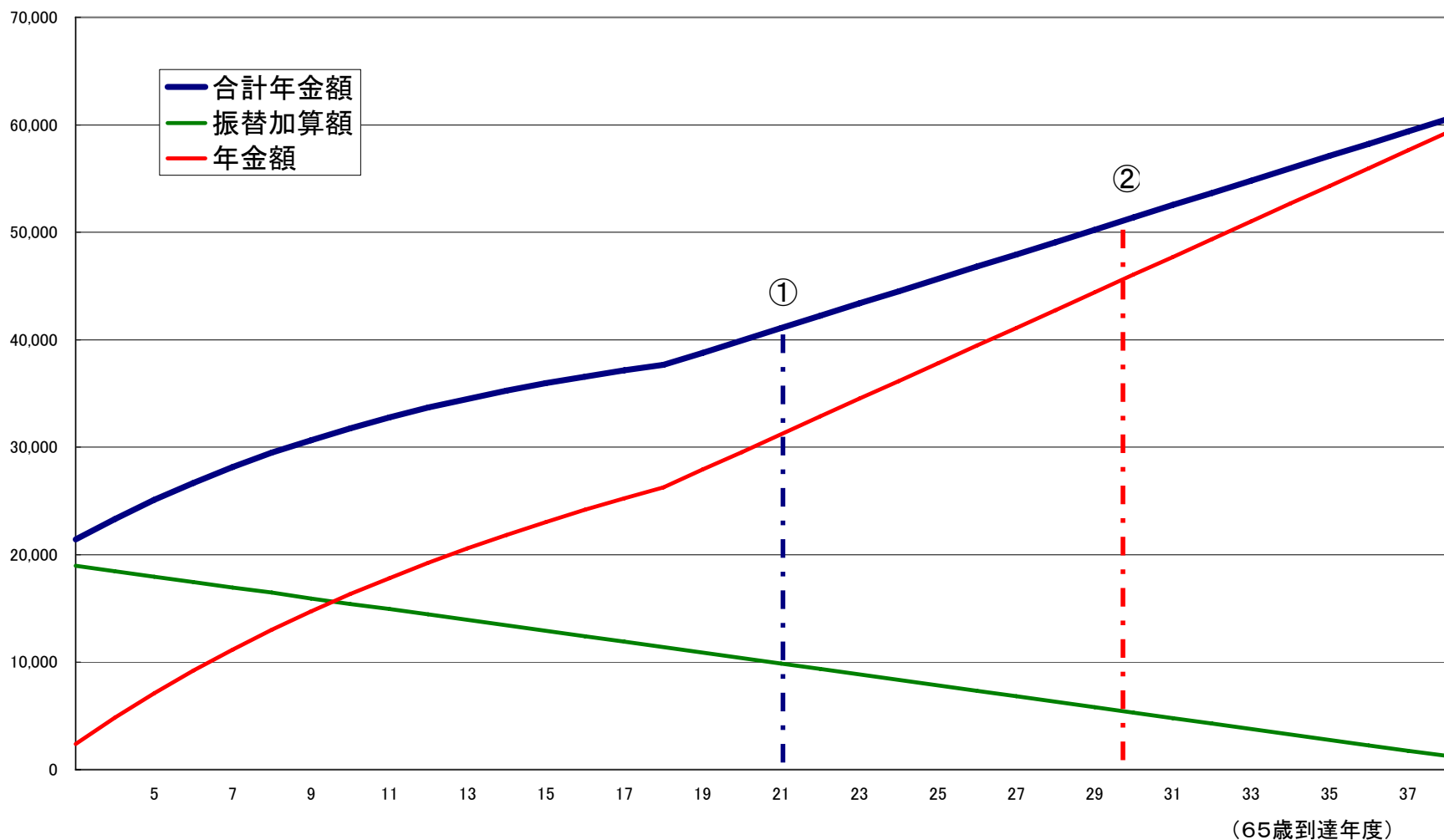


(注) 平成19年度以降は、新規裁定分を19.7%で一定とし、年度末分については過去30年間(ほぼ60歳女性の平均余命に相当)の新規裁定分の平均値に等しくすると仮定して推計。



### 第3号被保険者制度の成熟に伴う被扶養配偶者の受給額の変遷

(月額)



①; 平成21年4月に65歳に到達する者(昭和19年4月2日生まれ)の年金額(月額)は、約4万円(平成20年度価格)である。

②; 平成30年4月に65歳に到達する者(昭和28年4月2日生まれ)の年金額(月額)は、約5万円(平成20年度価格)となる。

(注) 振替加算額は各年度ごとの加算率により、年金額本体は各年度末生月者の加入可能月数に基づきそれぞれ算出。

# 《各国の公的扶助制度と高齢者に対する拠出制年金制度以外の所得保障》

国	公的扶助制度 (注1)	主な対象者	高齢者	失業者	母子	障害者	高齢者に対する 拠出制年金以外の 特別な所得保 障制度	制度の特徴	支給要件	扶養義務範囲
日本	生活保護	・資産、能力等を活用した上でも生活に困窮する者	○	○	○	○	なし	—		○父母など直系血族と兄弟姉妹 ○3親等以内の親族 〔民法で規定〕
ドイツ	社会扶助 (注2)	・必要不可欠の生計費を自ら全くあるいは十分に調達できない者 ・年齢制限はなし	△	△	○	○	基礎保障 (注2)	○65歳以上の者及び18歳以上で継続的に稼働不能の者が対象。 ○生計扶助と同様に所得や資産の調査があるが、受給者について扶養義務を負う子や両親に対する求償は原則行われない。 ○社会扶助の実施主体である自治体が実施し、費用も負担。	○高齢者の場合、65歳。 ○ドイツ居住者。 ○所得・資産調査あり。	○血族又は姻戚と同一の世帯(血族=父母、祖父母、叔父母) 〔社会扶助法の扱い。基礎保障法では配偶者と高所得の両親・子に限定〕
フランス	最低社会復帰扶助 (RMI)	・収入の不足・欠如の者(失業の場合は、就業努力の実施が要件) ・25歳～	△	○	○	△	高齢者連帯手当 (ASPA)	○無年金・低年金者に対する補足的現金給付(財源は一般社会拠出金)。 ○年金制度と財源は異なるが、年金制度の保険者が制度を運営。	○65歳。 ○フランス居住者。原則居住期間要件なし。(EU外出身者は5年の居住期間が必要) ○所得調査あり。	○夫婦間と未成年の子供 〔RMI制度上の扱い〕  ※父母は含まない
スウェーデン	社会扶助	・資産がなく、所得が定める基準を元に市町村が決定する額以下の者 ・年齢制限なし	△	△	○	△	保証年金 (注3)	○一定額以上の年金額を確保するための国庫負担による所得比例年金への上乗せ給付。	○65歳 ○3年のスウェーデン居住期間が必要。 ○所得・資産調査なし。	○夫婦間と未成年の子供 〔親子法及び婚姻法で規定〕  ※父母は含まない
イギリス	所得補助	・フルタイム就労者でないため、失業者としての登録を求められない低所得者 ・16～59歳	×	×	○	○	ペンション・クレジット	○低所得の高齢者に対する税財源による補足的現金給付。 ○所得補助に比べて、給付要件や内容が寛大。 ○年金制度と同様に年金サービス庁が運営。	○保障クレジット:60歳 貯蓄クレジット:65歳 ○英国居住者で、現に滞在していること。 ○所得・資産調査あり。	○夫婦間と未成年の子供 〔1948年の国民扶助法で親に対する扶養義務を撤廃〕  ※父母は含まない
アメリカ	貧困家庭一時扶助 (TANF) (注4)	・未成年の児童、又は妊婦のいる低所得家庭	×	×	○	×	補足的保障所得 (SSI)	○高齢者、視覚障害者、障害者であって低所得のものを対象とした補足的現金給付。 ○年金制度と財源は異なるが、年金保険と同様に連邦政府の社会保障庁が運営。	○高齢者の場合、65歳。 ○米国の市民権を有するか又は認定移民(注7)であること。 ○所得・資産調査あり。	○夫婦間と未成年の子供 〔州法である家族法等で規定〕  ※父母は含まない
25	一般扶助 (GA) (注5)	・失業保険、SSI、TANF等の対象とならない者等	— (注6)							

○＝対象、△＝法律上排除されていないが運用上対象とならない者、×＝法律上対象とならないことが明記されている者

(注1)本表においては、各国における低所得者を対象とした税による代表的な公的給付を列挙した。各国において給付の対象者の範囲等が異なることに留意が必要。

(注2)2003年1月からの導入当初は、基礎保障は社会扶助とは異なるものとされていたが、2005年の社会扶助改革により、基礎保障法は連邦社会扶助法とともに社会法典第12編に統合され、社会扶助の一類型として位置付けられている。社会扶助には、生計扶助、医療扶助、介護扶助などの類型があるが、基礎保障は、生計困難者一般を対象とする生計扶助についての特別制度に当たる。

(注3)3年以上のスウェーデン居住期間があることが受給要件。なお、当該要件を満たせないような滞在期間の短い移民などに対しては、保証年金とは別に「高齢者生計費補助制度」から給付がなされる。

(注4)貧困家庭一時的扶助(TANF)は、州政府により運営されており、州ごとに独自に給付額基準が設定されている。連邦政府は各州に補助金を交付。

(注5)一般扶助(GA)は、州政府や地方政府が独自に行う扶助施策の総称であり、失業保険や補足的保障所得(SSI)などの適用範囲に含まれない者や、それらの給付によってもなお満たされない者を対象として、州若しくは地方政府が独自に財源を支出し実施されており、運営は実施主体により異なる。

(注6)一般扶助(GA)は、州政府や地方政府の独自施策であるため、対象者も各州・地方政府ごとに異なる。

(注7)認定移民とは、7年以上米国に居住する合法永住者、亡命者、難民等

#### 【資料出所】

「主要各国における公的扶助制度の比較検証に関する調査報告書(平成15年3月)」(UFJ総研)、  
「海外情勢報告(2005～2006)」(厚生労働省)などを元に厚生労働省年金局において作成。

## 諸外国における最低年金額の支給要件

OECDレポート (Pensions at a glance, 2007) においては、OECDの中で14カ国が最低年金 (Minimum pensions) を導入していると紹介されているが、大半の国において通常の年金支給要件(受給資格期間・居住要件)を満たした場合に最低年金額が支給される。

国名	通常の支給要件	最低年金額の支給要件	最低年金額に対する独自の税負担の有無(注1)	備考(最低年金額保証の方法等)
チェコ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15年の最低加入期間を有すること</li> <li>・65歳</li> </ul>	同じ	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チェコの年金額は、最低加入期間(15年)を満たした場合に、拠出期間に関係なく一定額が支給される基本額と、拠出期間と所得に比例する比例額の合計によって計算されている。</li> <li>・比例額について最低年金額が保証されている。</li> </ul>
フィンランド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フィンランド国民で16歳以降3年居住していること、又は他国の国民で5年以上居住していること</li> <li>・65歳</li> </ul>	同じ ※ 居住期間(満額は40年)、居住地、婚姻の有無、他の年金所得の受給額に応じて決定される。	有(約40%)	
フランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低加入期間はなし</li> <li>・60歳</li> </ul>	同じ ※ 加入期間が40年に満たない場合は、加入期間に応じて減額される。	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬比例年金額について一定額に満たない場合に、額の最低保障がなされる。</li> </ul>
ギリシャ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4,500日の最低加入期間を有すること</li> <li>・男性65歳、女性60歳</li> </ul>	同じ	無	
メキシコ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1,250週の最低加入期間を有すること</li> <li>・65歳</li> </ul>	同じ	有 (負担割合は不明)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強制貯蓄により積立てた年金額が一定額に満たない場合に、額の最低保障がなされる。</li> </ul>
ノルウェー 27	(基礎年金) <ul style="list-style-type: none"> <li>・16歳から66歳までの間に3年間の保険期間があること</li> <li>・67歳</li> </ul> (補足年金) <ul style="list-style-type: none"> <li>・年収が一定額を超えている年が3年以上あること。</li> <li>・67歳</li> </ul>	(特別補足年金) <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎年金と同じ。</li> <li>※ 所得比例である補足年金がない又は小額の場合に支給される。</li> <li>※ 特別補足年金額は、加入期間が40年に満たない場合は加入期間に応じて減額</li> </ul>	無	所得比例である補足年金の額について一定額に満たない場合に、特別補足年金により補足年金額の最低保障がなされる。(ノルウェーの年金制度は、補足年金の他に一階部分として定額(拠出期間比例)の基礎年金がある。)

ポルトガル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15年の最低加入期間を有すること</li> <li>・ 65歳</li> </ul>	同じ ※ 最低年金額は、年金額計算に使用される参照収入の30%又は加入期間に応じた定額のどちらか高い方。	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報酬比例年金額について一定額に満たない場合に、額の最低保障がなされる。</li> </ul>
ルクセンブルグ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10年の最低加入期間を有すること</li> <li>・ 65歳</li> </ul>	同じ ※ 加入期間が40年に満たない場合は1年につき1/40ずつ減額される。	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ルクセンブルグの年金額は、最低加入期間(10年)を満たした場合に、拠出期間に関係なく一定額が支給される基本額と、拠出期間と所得に比例する比例額の合計によって計算されている。</li> </ul>
スペイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15年の最低加入期間を有すること</li> <li>・ 65歳</li> </ul>	同じ ※ 所得調査あり	有(全額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報酬比例年金額について一定額に満たない場合に、額の最低保障がなされる。</li> </ul>
スイス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年(外国人は10年)の最低加入期間を有すること</li> <li>・ 男性65歳、女性64歳</li> </ul>	同じ	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報酬比例年金額について加入中の平均所得に応じた一定額と、所得に比例する比例額の合計によって計算される。</li> </ul>
ポーランド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低加入期間なし</li> <li>・ 男性65歳、女性60歳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男性25年、女性20年の加入期間</li> <li>・ 男性65歳、女性60歳</li> </ul>	有(全額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報酬比例年金額について一定額に満たない場合に、額の最低保障がなされる。</li> </ul>
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> <li>(所得比例年金)</li> <li>・ 最低加入期間なし</li> <li>・ 61歳以降で受給者が自ら選択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(保証年金)</li> <li>・ 3年以上スウェーデンに居住していること</li> <li>・ 65歳</li> <li>※ 物価基準額、所得比例年金額及び居住年数により額が算出される</li> </ul>	有(全額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得比例年金の額について一定額に満たない場合に、保証年金により額の最低保障がなされる。</li> </ul>

※ スロバキア、トルコについては、データがないため制度の詳細を確認することができない。

(注1) 年金制度全体に対する国庫負担の有無ではなく、最低年金額に対して特に税負担がなされているものを記述。

(注2) OECDレポート(Pensions at a glance,2007)において最低年金(Minimun pensions)を導入しているとされている14カ国の年金制度について、Social Security Throughout the World,2006(米国社会保障庁)等により作成したもの。したがって、それぞれの国について上記に掲げた最低年金とOECDレポート(Pensions at a glance,2007)における最低年金(Minimun pensions)が同じものを指しているとは限らない。

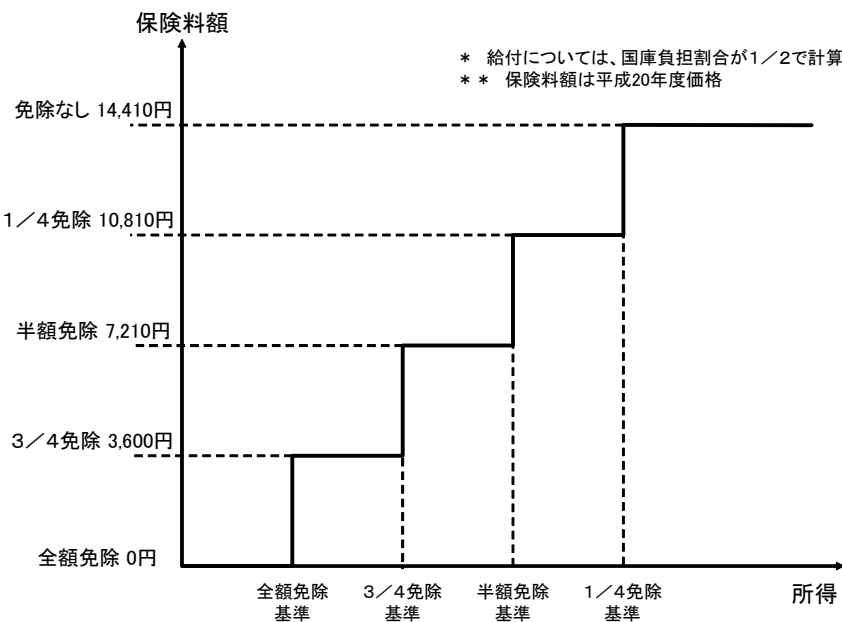
(資料出所) Social Security Throughout the World : Europe,2006/The Americas,2005,Social Security Administration, USA.

# 社会保障制度における低所得者への負担軽減の仕組み

	国民年金	医療保険		介護保険
		国民健康保険	長寿医療(後期高齢者医療)	
保険料の減免・設定の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被保険者の申請に基づき、社会保険庁長官が承認したときに、その者の所得に応じて、保険料の納付義務が免除される。(申請免除)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村が有する所得情報に基づき、被保険者の所得に応じて、市町村が保険料を設定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 後期高齢者医療広域連合が、市町村が有する所得情報に基づき、被保険者の所得に応じて、保険料を設定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村が有する所得情報に基づき、被保険者の所得に応じて、市町村が保険料を設定。</li> </ul>
減免・軽減の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村民税非課税(所得ベースで162万円): 保険料全額免除</li> <li>・ 所得税非課税所得+40万円(所得ベースで230万円): 保険料4分の3免除</li> <li>・ 所得税非課税所得+80万円(所得ベースで282万円): 保険料半額免除</li> <li>・ 所得税非課税所得+120万円(所得ベースで335万円): 保険料4分の1免除</li> </ul> <p>* 4人世帯(夫婦2人、子ども2人で、夫か妻どちらかのみ)に所得がある世帯)の場合</p> <p>(注)障害年金の受給権者や生活保護受給者等は、申請手続きがなくても、保険料の納付義務が免除される。(法定免除)</p>	<p>世帯主及び当該世帯に属する被保険者につき算定した総所得金額等の合算額が次のいずれかの条件を満たす場合は、応益割を減額する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7割軽減 合算額 ≤ 33万円</li> <li>・ 5割軽減 合算額 ≤ 33万円 + 24.5万円 × 世帯主を除く被保険者数</li> <li>・ 2割軽減 合算額 ≤ 33万円 + 35万円 × 被保険者数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的に国民健康保険と同様</li> <li>・ ただし、保険料の軽減について、 <ul style="list-style-type: none"> <li>①20年度における当面の対策として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7割軽減世帯のうち8月まで年金から支払っている者については、10月からは保険料を徴収しない 等</li> </ul> </li> <li>②21年度以降の対策として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7割軽減世帯のうち、長寿医療制度の被保険者の全員が年金収入80万円以下(その他の各種所得はない)の世帯について9割軽減とする 等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>の対策が行われることとされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税で本人の年金収入等が80万円以下の者等: 保険料基準額 × 0.5*</li> <li>・ 世帯全員が市町村民税非課税で本人の年金収入等が80万円超の者等: 保険料基準額 × 0.75*</li> </ul> <p>* 標準的な割合</p>
給付への反映	<p>保険料免除期間については、基礎年金の国庫負担に相当する額が給付に反映される。</p>	<p>一般の者と同じ給付内容</p>		<p>ただし、所得等に応じ、利用者負担の上限は相違</p>
		<p>ただし、所得等に応じ、自己負担割合や一部負担金の上限は相違</p>		<p>ただし、所得等に応じ、利用者負担の上限は相違</p>

# <保険料の減免・設定のイメージ>

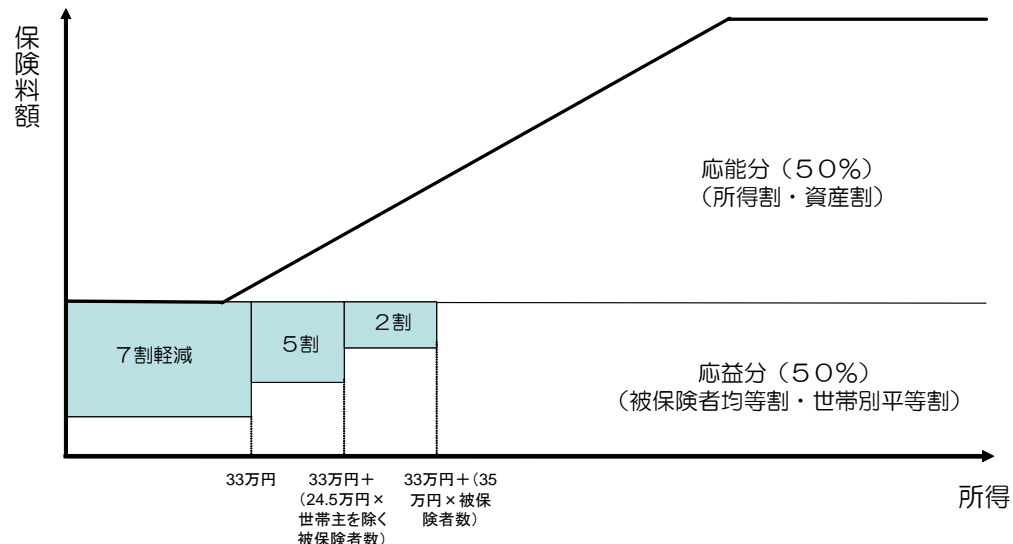
## 国民年金



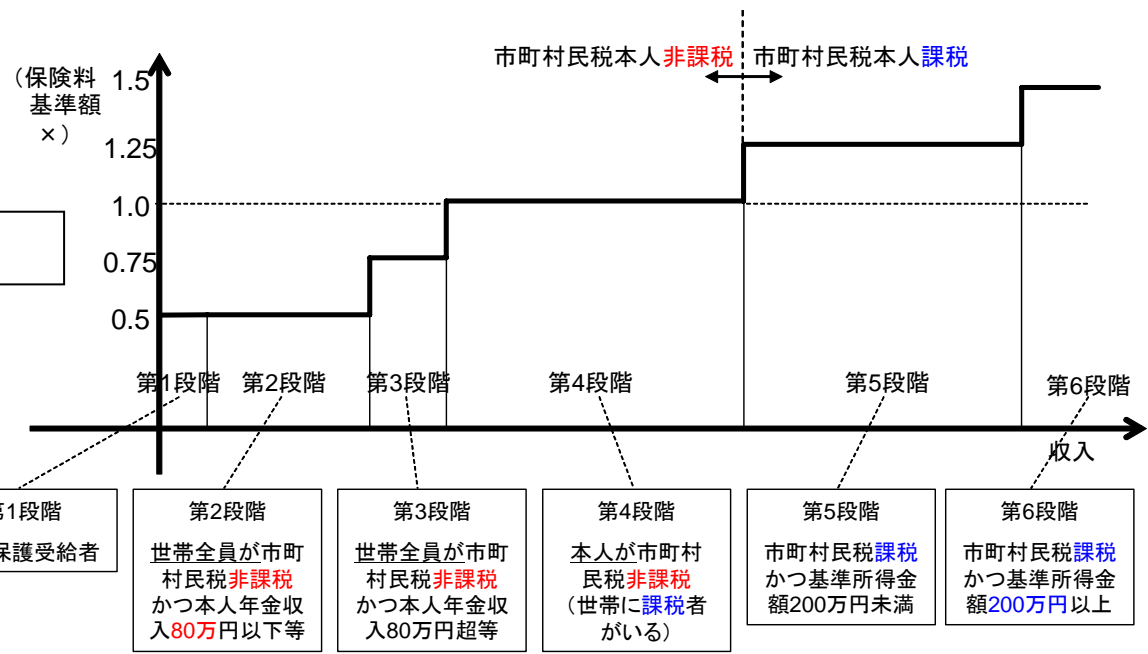
- ・ 1/4免除期間に係る給付: 満額年金の7/8
- ・ 半額免除期間 " : " 3/4
- ・ 3/4免除期間 " : " 5/8
- ・ 全額免除期間 " : " 1/2

## 国民健康保険

\* 長寿医療(後期高齢者医療)も原則は同じ



## 介護保険



# 国民年金における所得比例制の検討経緯

- 所得比例年金の導入は、国民年金制度の創設時にも検討されたが、制度の対象者に所得の低い者が多く、その所得の把握も困難であり、所得に応じた拠出を求めることは技術的に不可能であることから、さしあたって、定額拠出・定額給付の仕組みをとることとされた。

社会保障制度審議会「国民年金に関する答申」(昭和33年)(抄)

## 四、拠出金

…国民年金の対象には、所得能力が低く、その把握も困難であり、拠出金の徴収も容易でない人びとが多い。被用者の場合のように、所得に応じて拠出金を徴収することは、技術的に不可能に近い。したがって、収入の多いものも少ないものも、原則として定額とすることはやむを得ない。そしてその結果生ずる逆進性は、むしろ国庫負担によつて補正するのが妥当と考えられる。…

## 五、基準年金額

拠出金が、所得に比例する場合には、年金額も、たとえそのままの比率ではないにしても、ある程度はこれに比例させるのが通例である。…しかし拠出金が定額であれば年金もまた定額となることはいうまでもない。

- 昭和40年代の高度経済成長と生活水準の向上の中で、自営業者等からも給付水準の向上を望む声が高まり、このような要望に応えるべく、昭和44年の改正で国民年金に付加年金が創設され、さらに翌年には農業者年金基金制度が設けられた。



- 昭和60年改正においても所得比例年金の導入は検討されたが、再び所得把握の困難性等を理由として、今後の検討課題とされた。

「新年金法」(吉原健二著)より

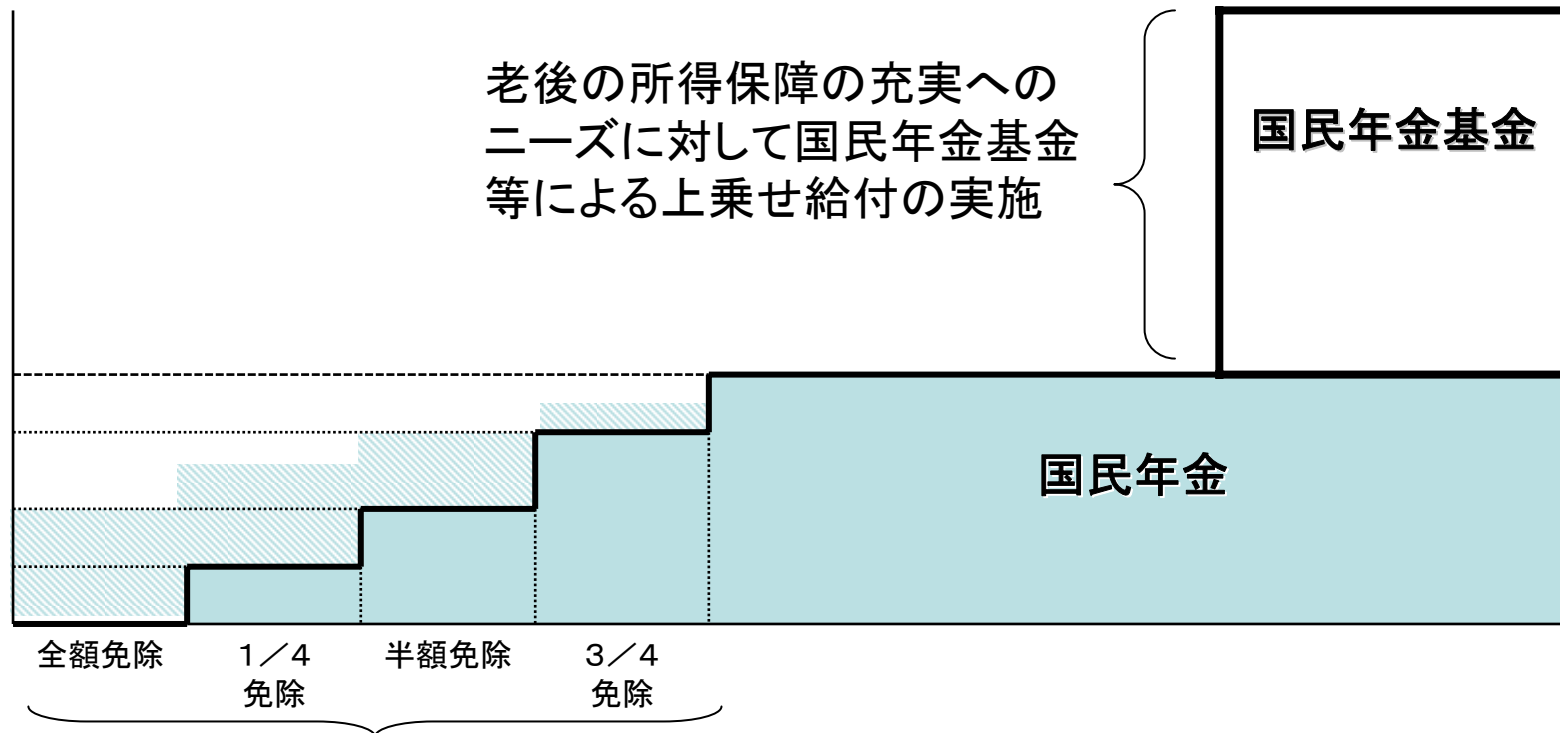
(国民年金の所得比例制の導入を見送った)理由は国民年金創設時と基本的にかわっていない。サラリーマンとちがい、たとえ有業者であっても種々さまざまな業態にわたる国民年金の対象者について、果たして長い期間にわたって全国的な規模で所得の公平で適確な把握ができるかどうかということが最大のネックである。...

...第二の理由は、国民年金の対象者は各種の統計や調査のうえでは所得の低い者が大部分で、所得比例制の導入が実質上それほど大きな意味をもたないと考えられることである。...

三番目に、本人の希望または申告による任意加入制あるいは選択制の所得比例制でもよいではないかという意見がある。...それならいまある国民年金の付加年金制度を改善すれば十分ではないかということになる。

- その後、平成元年改正において、自営業者のための上乗せの年金制度として、国民年金基金制度が整備された。
- このように、国民年金については、加入者にとって魅力ある年金といった観点や、負担能力に応じた保険料拠出といった観点から、所得比例制の導入について検討されてきた経緯があるが、解決すべき課題が多いことから、定額保険料・定額給付の仕組みを維持しつつ、低所得者に対して多段階保険料免除制度の導入等を通じた負担軽減の仕組みを講じるとともに、自営業者の老後生活に対する多様なニーズに応えるために国民年金基金による上乗せ給付を行うという対応を図ってきている。

## (参考) 現行制度における自営業者等に対する所得保障の体系



保険料多段階免除制度の導入等による負担能力に応じた保険料負担の仕組みの設定(免除期間に係る給付は国庫負担分を上乗せ)

### 【国民年金基金の概要】

- 自営業者等(国民年金の第1号被保険者)が、自らの選択により任意で加入。
- 加入は口数制であり、1口目の年金には必ず加入。2口目以降の年金は希望によって加入する。掛金月額は最高で68,000円。
- 年金額は定額制(20歳から加入の場合、1口目3万円/月、2口目以降1万円/月)で、加入時の年齢によって年金月額及び掛金が異なる。

# 国民年金に所得比例制を導入する場合に考えられる 制度類型と主な論点

<p>① 1・2階を通じた所得再分配付き所得比例年金に再編</p>	<p>○高所得者から低所得者への世代内での所得移転の仕組みとなることから、所得捕捉がうまく行えないのであれば、加入者が所得を低く申告しようとする動きを誘発し、制度が維持困難となるのではないか。</p> <p style="padding-left: 2em;">(備考)医療保険や介護保険においては、保険料負担の多寡は給付に反映されないことから、所得を過小に申告するインセンティブは税制と同程度(罰則等の担保あり)であるが、再分配機能のある年金制度とした場合、保険料が低額になれば負担面に加えて給付面でも有利となるため、所得を過小に申告するインセンティブは格段に高くなる。</p>
<p>② 現行の国民年金とは別立てで2階のみの所得比例年金を創設</p>	<p>○賦課方式にした場合には、産業構造の変化の中で自営業者等の人数は長期減少傾向にあり、将来保険集団が縮小し、財政不安を招くおそれがあるのではないか。</p> <p>○賦課方式は世代間での所得移転を行う仕組みであることから、所得捕捉がうまく行えないのであれば、加入者が所得を低く申告しようとする動きを誘発し、制度が維持困難となるのではないか。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>○積立方式にした場合には、自営業者向けの上乗せ年金である国民年金基金と趣旨・内容が同一となり、わざわざ別立て制度を創設する意義がないのではないか。</p>
<p>③ 現行の国民年金に低所得者への軽減保険料を導入</p>	<p>○低所得者への給付を保険料財源で賄おうとした場合、世代内での所得移転の仕組みとなることから、所得捕捉がうまく行えないのであれば、加入者が所得を低く申告しようとする動きを誘発し、制度が維持困難となるのではないか。</p> <p>○従って、低所得者にフルペンを支払おうとすれば、財源は公費に求めるより他にないが、その財源を如何に確保するか。</p> <p>○保険料の多寡を問わずフルペンを支払うこととした場合、被保険者の保険料納付意欲を大幅に阻害することになるのではないか。</p>

※上記のほか、所得に応じた保険料の設定を1号被保険者2,100万人全員に対して行う必要が出てくるが、国が保険者として十分な体制整備が可能か、市町村の協力を得られるかといった実務上の論点も挙げられる。